



鳥取県公報

平成14年10月15日(火)
号外第145号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則	鳥取県公有財産事務取扱規則の一部を改正する規則(97)(管財課).....	1
	看護職員修学資金貸付規則の一部を改正する規則(98)(医務薬事課).....	4
告 示	特定希少野生動植物の種の指定(522)(環境政策課).....	5
	湖沼水質保全特別措置法第19条第1項に基づく指定施設の構造及び使用の方法に関する 基準の廃止(523)(＃).....	6

——— 公布された規則のあらまし ———

看護職員修学資金貸付規則の一部を改正する規則

- 1 看護職員養成施設を卒業した者が看護職員の業務に従事した場合に看護職員修学資金の返還に係る債務の履行が猶予される施設から保健所及び市町村を除くとともに、地域保健法に規定する特定町村及び訪問看護事業所を加えることとした。
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 施行期日等
 - (1) この規則は、公布の日から施行することとした。
 - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

規 則

鳥取県公有財産事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年10月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第97号

鳥取県公有財産事務取扱規則の一部を改正する規則

鳥取県公有財産事務取扱規則(昭和39年鳥取県規則第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後

様式第4号(第9条関係)

行政財産使用許可申請書	
職 氏 名 様	
申請者	年 月 日
住所	
氏名	㊟
保証人	
住所	
氏名	㊟
下記のとおり行政財産を使用したいので許可して下さるよう申請します。	
使用しようとする財産の名称	
所 在 地	
土地の地目又は建物若しくは 工作物の種別及び構造	
使 用 目 的	
使用面積又は使用数量	
使 用 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
関 係 図 面	別添のとおり

様式第5号(第9条関係)

行政財産使用許可書

申請者
住所
氏名 様

年 月 日付け第 号で申請があった行政財産の使用については、鳥取県公有財産事務取扱規則第9条の規定により別紙の条件を付して許可をします。

年 月 日

職 氏 名 印

(別紙)

許 可 条 件

1 使用を許可する物件は、次のとおりとする。
名称及び使用場所 別紙図面のとおり。
所在地
土地の地目又は建物若しくは工作物の種類及び構造
使用面積又は使用数量
2～16 略

様式第6号(第11条関係)

行政財産使用目的(原形)変更承認申請書	
職 氏 名 様	
申請者	年 月 日
住所	
氏名	㊟
下記のとおり行政財産の使用目的(原形)を変更したいので承認して下さるよう申請します。	

改 正 前

様式第4号(第9条関係)

行政財産使用許可申請書	
鳥取県知事 様	
申請者	年 月 日
住所	
氏名	㊟
保証人	
住所	
氏名	㊟
下記のとおり行政財産を使用したいので許可して下さるよう申請します。	
使用しようとする財産の名称	
所 在 地	
土 地 又 は 建 物 の 種 別 及 び 構 造	
使 用 目 的	
使 用 面 積	
使 用 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
関 係 図 面	別添のとおり

様式第5号(第9条関係)

行政財産使用許可書

申請者
住所
氏名 様

年 月 日付け第 号で申請があった行政財産の使用については、鳥取県公有財産事務取扱規則第9条の規定により別紙の条件を付して許可をします。

年 月 日

知 事 印

(別紙)

許 可 条 件

1 使用を許可する物件は、次のとおりとする。
名称及び使用場所 別紙図面のとおり。
所在地
土地の地目又は建物の種類及び構造
使用面積
2～16 略

様式第6号(第11条関係)

行政財産使用目的(原形)変更承認申請書	
鳥取県知事 様	
申請者	年 月 日
住所	
氏名	㊟
下記のとおり行政財産の使用目的(原形)を変更したいので承認して下さるよう申請します。	

使用している財産の名称	
使用許可年月日	年 月 日
所在地	
土地の地目又は建物若しくは工作物の種別及び構造	
使用目的(原形)	変更前
	変更後
使用面積又は使用数量	
使用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
変更理由	
関係図面	別添のとおり

様式第7号の2(第13条関係)

行政財産使用料減免申請書	
職 氏 名 様	
年 月 日	
申請者 住所 氏名	
Ⓔ	
下記の行政財産の使用について使用料の減免を受けたいので申請します。	
使用する財産の名称	
所在地	
土地の地目又は建物若しくは工作物の種別及び構造	
使用目的	
使用面積又は使用数量	
使用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
使用料	
減免申請の理由	

様式第17号(第37条関係)

行政財産使用許可簿

名称		種別	
所在地			
所属		分掌	
財 産 内 訳			
大字	字	地番地目面積	登記年月日備考
使用許可の内訳			
使用者住所		氏名	
保証人住所		氏名	
許可年月日	年 月 日		
使用目的			
使用面積又は使用数量			
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで		
使用料	算定方法		算定額
減免	減免額		減免の理由
参考事項			

使用している財産の名称	
使用許可年月日	年 月 日
所在地	
土地又は建物の種別及び構造	
使用目的(原形)	変更前
	変更後
使用面積	
使用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
変更理由	
関係図面	別添のとおり

様式第7号の2(第13条関係)

行政財産使用料減免申請書	
鳥取県知事 様	
年 月 日	
申請者 住所 氏名	
Ⓔ	
下記の行政財産の使用について使用料の減免を受けたいので申請します。	
使用する財産の名称	
所在地	
土地又は建物の種別及び構造	
使用目的	
使用面積	
使用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
使用料	
減免申請の理由	

様式第17号(第37条関係)

行政財産使用許可簿

名称		種別	
所在地			
所属		分掌	
財 産 内 訳			
大字	字	地番地目面積	登記年月日備考
使用許可の内訳			
使用者住所		氏名	
保証人住所		氏名	
許可年月日	年 月 日		
使用目的			
使用面積			
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで		
使用料	算定方法		算定額
減免	減免額		減免の理由
参考事項			

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に存する書類で、改正前の鳥取県公有財産事務取扱規則の定めるところにより作成されているものは、改正後の鳥取県公有財産事務取扱規則（以下「新規則」という。）の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をした上で新規則に定める書類として使用することができる。

看護職員修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年10月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第98号

看護職員修学資金貸付規則の一部を改正する規則

看護職員修学資金貸付規則（昭和37年鳥取県規則第69号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「追加号細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号細目を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(返還の債務の履行猶予)</p> <p>第13条 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付金の返還の債務の履行を猶予することができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 看護職員養成施設の修学生が、次に掲げる施設において看護職員の業務（ア(カ)に掲げる施設にあっては助産師の業務、ア(キ)に掲げる施設にあっては保健師の業務に限る。）に従事しているとき（ア(ケ)に掲げる施設の業務に従事している場合にあっては、<u>当該業務に従事する前に、病院、診療所又は介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第22項に規定する介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）において3年以上看護職員の業務に従事した場合に限る。</u>）。</p> <p>ア 県内の施設</p> <p>(ア)～(カ) 略</p> <p>(キ) <u>地域保健法（昭和22年法律第101号）第21条第2項第1号に規定する特定町村</u></p> <p>(ク) <u>介護老人保健施設</u></p>	<p>(返還の債務の履行猶予)</p> <p>第13条 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付金の返還の債務の履行を猶予することができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 看護職員養成施設の修学生が、次に掲げる施設において看護職員の業務（ア(カ)に掲げる施設にあっては助産師の業務、ア(キ)に掲げる施設にあっては保健師の業務に限る。）に従事しているとき。</p> <p>ア 県内の施設</p> <p>(ア)～(カ) 略</p> <p>(キ) <u>保健所及び市町村</u></p> <p>(ク) <u>介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第22項に規定する介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）</u></p>

(ケ) 介護保険法第41条第1項本文の指定に係る
同法第7条第5項に規定する居宅サービス事業
(同条第8項に規定する訪問看護に係るものに
限る。)を行う事業所(以下「訪問看護事業所」
という。)

イ 略

(4) 大学院の修士課程の修学生が、次に掲げる施設
において看護職員の業務(ア(エ)に掲げる施設にあっ
ては助産師の業務、ア(オ)に掲げる施設にあつては
保健師の業務に限る。)に従事しているとき(ア(キ)
に掲げる施設の業務に従事している場合にあつては、
当該業務に従事する前に、病院、診療所又は介護老
人保健施設において3年以上看護職員の業務に従事
した場合に限る。)

ア 県内の施設

(ア)~(カ) 略

(キ) 訪問看護事業所

イ 略

(5)及び(6) 略

イ 略

(4) 大学院の修士課程の修学生が、次に掲げる施設
において看護職員の業務(ア(エ)に掲げる施設にあっ
ては助産師の業務、ア(オ)に掲げる施設にあつては
保健師の業務に限る。)に従事しているとき(ア(キ)
に掲げる施設の業務に従事している場合にあつては、
当該業務に従事する前に、病院、診療所又は介護老
人保健施設において3年以上看護職員の業務に従事
した場合に限る。)

ア 県内の施設

(ア)~(カ) 略

(キ) 介護保険法第41条第1項本文の指定に係る
同法第7条第5項に規定する居宅サービス事業
(同条第8項に規定する訪問看護に限る。)を
行う事業所

イ 略

(5)及び(6) 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に看護職員修学資金の貸付けの決定を受けた者の当該資金の返還に係る債務の履行猶予については、改正後の看護職員修学資金貸付規則第13条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

告 示

鳥取県告示第522号

鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例(平成13年鳥取県条例第51号)第4条の規定に基づき特定希少野生動植物の種を指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成14年10月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 動 物

区 分	科 名	種 名
鳥 類	タカ	クマタカ及びイヌワシ
	カモメ	コアジサシ
	ブッポウソウ	ブッポウソウ
淡 水 魚 類	コイ	アカヒレタビラ
昆 虫 類	ゲンゴロウ	コガタノゲンゴロウ
	タテハチョウ	ウスイロヒョウモンモドキ
淡水産貝類	イシガイ	カラスガイ

2 植 物

区 分	科 名	種 名
シ ダ 植 物	ヒカゲノカズラ	スギラン
	シンラン	タキミシダ
	ウラボシ	オオエゾデンダ
種 子 植 物	ナデシコ	エゾカワラナデシコ
	キンボウゲ	オキナグサ
	ユキノシタ	オオシラヒゲソウ
	バラ	ノウゴウイチゴ、イワガサ及びコキンバイ
	ミズキ	ゴゼンタチバナ
	ツツジ	コケモモ
	サクラソウ	サクラソウ
	イワタバコ	シシンラン及びイワギリソウ
	キク	イワギク及びヒゴタイ
	イバラモ	ヒメイバラモ
	ユリ	ギョウジャニンニク、ツバメオモト、ハナゼキショウ及びタマガワホトトギス
	ラン	ヒナラン、キエビネ、ユウシュンラン、ササバギンラン、トケンラン、クマガイソウ、セッコク、ノビネチドリ、サギソウ、ヨウラクラン、ウチョウラン及びカヤラン

鳥取県告示第523号

平成2年鳥取県告示第439号（湖沼水質保全特別措置法第19条第1項に基づく指定施設の構造及び使用の方法に関する基準について）は、平成14年12月31日限り廃止する。

平成14年10月15日

鳥取県知事 片 山 善 博